

建設関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県本部
本部長 阿部 守一

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う適用期間中におけるイベントの開催制限等について(依頼)

日頃は、県の建設行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本県に新型インフルエンザ等特別措置法(以下「法」という。)に基づくまん延防止等重点措置の期間延長(2月21日から3月6日まで)が適用されたことに伴い、適用期間中(1月27日～3月6日まで)におけるイベントの開催制限等について、下記のとおり取り扱います。

御承知いただくとともに、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 イベントの開催基準

本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間中、イベントの規模要件を厳格化し、イベント主催者等に対し、次の基準に基づいて開催するよう要請します。(法第24条第9項)

区分	「感染防止安全計画」※1を策定し、 県による確認を受けたイベント	感染防止安全計画を 策定しないイベント
上限人数※2	20,000人 (対象者全員検査を行う場合は収容定員まで可)	5,000人
収容率※2	100%	大声※3なし:100% 大声あり:50%

※1 参加人数が5,000人超のイベント(「大声なし」の担保を前提)において策定が必要

2 「上限人数」と「収容定員」に収容率を乗じて得た数のいずれか小さい方の人数で実施

3 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理

【留意事項】

- ・2月21日(月)までを上記基準の周知期間とし、2月21日(月)までにチケット販売が開始されているイベントで周知期間終了までに販売されたチケットに限っては、上記基準は適用せず、キャンセル不要となることを周知
- ・2月22日(火)以降は上記基準を超えるイベントのチケットの新規販売は行わないよう要請
- ・三密の状態の発生等リスクの高い環境が生じないよう対策の徹底を要請

- ・感染防止安全計画を策定しない 5,000 人以下のイベントを含め、感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討
- ・ただし、屋外のイベント等が過度な自粛とならないよう周知

2 感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）について（様式 1）

（1）安全計画策定の対象

参加人数が 5,000 人超（※ 1、2）のイベントを開催するイベント主催者等

（※ 1） 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超のとき、原則、安全計画策定の対象。

（※ 2） 「イベント」には遊園地等の集客施設を含み、「イベント主催者等」には当該施設の管理者を含む。

（2）計画に記載すべき感染防止策（別添 1 参照）

以下の①から⑦の項目について安全計画に記載してください。

①飛沫の抑制の徹底、②手洗、手指・施設消毒の徹底、③換気の徹底、④来場者間の密集回避、⑤飲食の制限、⑥出演者等の感染対策、⑦参加者の把握・管理等

（3）安全計画に添付する書類

内閣官房 HP に掲載のある業種別ガイドライン（該当するガイドラインがない場合は不要）、開催要領等（イベントの概要や会場図等イベントの詳細がわかるもの）、参加者見込・他県からの参加者見込に関する資料、感染防止策に関する資料（安全計画に策定した感染防止策が記載されているマニュアル等）

（4）イベント結果報告書（以下「結果報告書」）（様式 3）

イベント主催者は、イベント終了後 1 ヶ月以内を目途に結果報告書を県に提出してください。

（5）安全計画及び結果報告書の提出等

ア 提出先

長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

<詳しい提出方法はこちら>

県 HP : <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

イ 提出方法

郵送、FAX、Email のいずれか（開催 2 週間前を目途に提出してください。）

ウ 安全計画の内容確認

安全計画提出後、1 週間を目途に県で内容を確認の上、ご連絡します。

（6）留意点

ア 提出後に計画が変更になった場合は、変更した計画書を速やかに提出してください。

イ 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して

提出することが可能です。

ウ 令和3年11月24日までに従前の事前相談が済んでいるイベントは、安全計画の策定は不要です。

ただし、人数上限を拡大する場合は改めて安全計画の策定が必要です。

3 イベント開催時のチェックリスト（以下「チェックリスト」）について（様式2）

（1）チェックリスト策定の対象

安全計画を策定しないイベントを開催するイベント主催者等

（2）チェックリストの公表等

イベント主催者は、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをHP等に公表するとともに、イベント終了日から1年間保管してください。

（3）結果報告書（様式3）

問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）のみ県へ提出してください。

建設政策課 技術管理室 企画班
（室長）栗林 一彦 （担当）三宅 隆徳
電 話：026-235-7294（直通）
ファクシミリ：026-235-7482
e-mail：gijukan-kikaku@pref.nagano.lg.jp